

生駒市教育委員会規則第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

生駒市教育委員会委員長 山本吉延

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 教育委員会公告式規則(昭和31年10月生駒市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

(生駒市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会会議規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「生駒市教育委員会委員長(以下「委員長」という。)」を「教育長」に改める。

第3条、第4条第2項、第5条、第7条第2項及び第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条及び第12条中「委員長」を「教育長」に改める。

第16条第1項中「委員長が」を削り、「教育長の推薦する者を」を「教育

長が」に改め、同条第2項中「出席委員及び」を「教育長及び出席委員並びに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会議録を作成したときは、遅滞なく、市のホームページにより公表するものとする。

第17条第2号中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改め、同条第3号中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第9号中「委員長又は」を削る。

第18条から第21条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

(生駒市教育委員会傍聴規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会傍聴規則（平成4年7月生駒市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条中「委員長」を「教育長」に、「ある」を「できる」に改める。

第5条第4号、第6条及び第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第5条第2項中「所管の事務に関し教育長を補佐するとともに、その命を受け」を「教育長の命を受け、」に改める。

第13条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り上げる。

(生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

第2条第2号中「を行う」を「に関する」に改め、同条第3号中「を設置し、又は廃止する」を「の設置及び廃止に関する」に改め、同条第5号中「第27条」を「第26条」に改め、同条第14号中「200万円」を「300万円」に改める。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第6条 生駒市教育委員会公印規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「他の職員が職務代理を命ぜられ、その職務を代行する」を「あらかじめ指名された委員がその職務を代理する」に改める。

別表第1中

教育委員会委員長印	4	てん書	縦横24mm	一般公印	教育総務課長	を
削除	4	削除				に

改める。

別表第2中 「 4 生駒市教育委員会委員長之印 」 を 「 4 削除 」 に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。